

資料編

1. 第三次入間市環境基本計画改定経過

年月日	内容
令和6年 7月3日(水)	令和6年度第1回入間市環境審議会 第三次入間市環境基本計画の中間見直しについて (1) 見直しの方針について (2) 市民アンケートの実施について
7月19日(金)～ 9月11日(水)	アンケート調査(中学生)
8月2日(金)	令和6年度第2回入間市環境審議会 第三次入間市環境基本計画の中間見直しについて
8月2日(金)～ 8月24日(土)	アンケート調査(市民・事業者)
9月11日(水)	令和6年度第3回入間市環境審議会 入間市環境基本計画改定の方針およびアンケート結果の中間報告について 第三次入間市環境基本計画の中間見直しについて (見直し後の施策および指標について)
10月24日(木)	令和6年度第4回入間市環境審議会 第三次入間市環境基本計画(改定版)について(諮問) アンケート結果について
12月2日(月)	令和6年度第5回入間市環境審議会 第三次入間市環境基本計画(改定版)(案)について
12月11日(水)～ 令和7年 1月10日(金)	パブリックコメント 意見書提出 8名 提出された意見 202件
1月30日(木)	令和6年度第6回入間市環境審議会 第三次入間市環境基本計画(改定版)(案)に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方について
3月3日(月)	令和6年度第7回入間市環境審議会 第三次入間市環境基本計画の改定について
3月6日(木)	第三次入間市環境基本計画の改定について(答申)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2. 入間市環境審議会委員名簿

任期 令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日

役職	氏名	選出区分	備考
会長	黒瀧 孝秀	団体選出（松田産業株式会社）	
副会長	山畑 雅浩	団体選出（入間市商工会）	任期：令和6年5月16日～
委員	稲子谷 昂子	団体選出（環境省関東地方環境事務所）	任期：令和6年4月1日～
	浦 国男	団体選出（いるま野農業協同組合）	
	大澤 愛	団体選出（一社 入間青年会議所）	任期：令和7年1月1日～
	倉田 まさみ	公募	
	小平 美雪	公募	
	坂野 晶	団体選出（一社 ゼロ・ウェイスト・ジャパン）	
	嶋田 知英	団体選出（埼玉県環境科学国際センター）	
	高村 賢二	団体選出（入間市工業会）	
	手塚 晋	団体選出（埼玉県西部環境管理事務所）	任期：令和6年4月1日～
	新関 隆	知識経験者（東京家政大学）	
	平井 純子	知識経験者（駿河台大学）	
	平塚 基志	知識経験者（早稲田大学）	
	牧田 誉子	公募	
	吉野 珠美	団体選出（一社 入間青年会議所）	任期：～令和6年12月31日

※敬称略

3. 諮問・答申

3-1. 諮問書

入 工 政 第 118 号

令 和 6 年 10 月 24 日

入間市環境審議会

会長 黒瀧 孝秀 様

入間市長 杉 島 理一郎

第三次入間市環境基本計画の改定について(諮問)

入間市環境基本条例(平成10年条例第31号)第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第三次入間市環境基本計画の改定について

2 諮問の理由

本市では、2020年(令和2年)3月に入間市環境基本条例第8条に基づく「第三次入間市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、計画策定後に、地球温暖化対策を始めとした、環境行政を取り巻く社会情勢が大きく変動し、新たな課題が生じております。本市では、これらの課題に対して「入間市SDGs未来都市計画」の環境面の取り組みや、「入間市地球温暖化対策実行計画」に施策を定め、積極的に取り組んでいます。

近年の社会情勢の変化に対応し、一貫した環境政策として、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組み等の新たな施策を積極的に進めていくために、「第三次入間市環境基本計画」の大幅な改定を行いたいと考えておりますので、皆様方の専門的な知見をいただきたく諮問します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

3-2. 答申書

令和7年3月6日

入間市長 杉 島 理一郎 様

入間市環境審議会

会長 黒 瀧 孝 秀

第三次入間市環境基本計画の改定について（答申）

令和6年10月24日付け入工政第118号で諮問のあった第三次入間市環境基本計画の改定について、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会では、「第三次入間市環境基本計画」策定以降の社会情勢の変化に対応し、継続的かつ一貫した環境政策が効果的に推進されることを目指し、慎重に審議を行いました。特に、地球温暖化対策やサーキュラーエコノミーの推進、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けた施策など、国内外で注目されている主要な環境課題について重要視し、課題解決のための施策について深く議論を重ねました。

審議の結果、別添の「第三次入間市環境基本計画（改定版）」をもって答申といたします。

なお、以下の付帯意見を申し添えます。

1. 将来的な動向の変化に応じた目標の見直しについて

国内外の動向を踏まえて、必要に応じて目標の見直しを行うこと。

2. 市民・事業者への周知について

施策や市の環境に対する市民・事業者の関心を高めるため、計画の変更については広く積極的な周知活動を行うこと。

3. 市職員への教育と啓発について

市職員に対する教育と啓発を推進するため、研修を適切に実施するとともに、庁内での周知活動に積極的に取り組むこと。

4. 人間市環境基本条例

平成10年9月30日条例第31号

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれ、人々は、その環境を享受して生活を営み、産業をおこし、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、日常生活や事業活動などに伴う環境への負荷の増大が、地球規模という空間的な広がりや将来の世代にもわたる時間的な広がりを持つ問題となっている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちは、私たちを取り巻く環境が自然の生態系の均衡の下に成り立つ有限なものであることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会を構築していかなければならない。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な方向を定め、市、市民及び事業者が共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取組を行うことが必要である。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を継続的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他の環境の保全及び創造に自ら取り

組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) うるおいとやすらぎのある都市環境の創造に関すること。

(2) 資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、入間市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、環境の保全及び創造に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、前条の活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(環境学習の充実)

第13条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるように、学校、地域、職場、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を毎年度作成し、及び公表しなければならない。

(市民等の意見)

第17条 市民等は、前条の報告書が公表された日から市長が定める日までに、当該報告書について市長に意見書を提出することができる。

(環境審議会の意見)

第18条 市長は、前条の市長が定める日後、速やかに第16条の報告書について環境審議会の意見を聴かなければならない。

1 市長は、前項の規定により環境審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を環境審議会に提出するものとする。

2 市長は、当該報告書について環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第19条 市は、環境の状況の把握並びに環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国

及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

5. 入間市環境審議会条例

平成9年9月30日 条例第18号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、入間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、環境の保全に関する重要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(平13条例3・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平13条例3・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部エコ・クリーン政策課において処理する。

(令3条例24・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(入間市公害対策審議会条例の廃止)

2 入間市公害対策審議会条例(昭和52年条例第11号)は、廃止する。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

附 則(令和3年条例第24号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

6. 用語解説

【数字、A～Z】

BOD（生物化学的酸素要求量）

（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。単位は mg/L（ミリグラムパーリットル）。この値が大きいほど水質が悪いと判断される。

COP（コップ）

「Conference of the Parties」の略称で、気候変動枠組条約や生物多様性条約といった国際条約の締約国会議のこと。

CSR 活動

CSR とは「Corporate Social Responsibility」の略称で、企業の社会的責任を意味する。CSR 活動とは、企業が利益の追求だけでなく、関係するあらゆる人にとってプラスになるように取り組む活動のこと。具体的な事例として、「環境」への取り組みとして CO₂ 削減植林活動を行うなど、社会貢献性が高く評価された CSR 活動がある。

EV

「Electrified Vehicle（＝電動車）」の略称で、動力源を電動化した自動車の意味する。電気自動車（BEV：Battery Electric Vehicle）やハイブリッド自動車（HEV：Hybrid Electric Vehicle）などがある。

ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、環境に与える影響を分析して環境リスクを最小限に抑えるための枠組を構築することを目的としている。

LED（Light Emitting Diode）

発光ダイオードのこと。電気を流すと光る性質を持ち、照明機器や液晶 TV のバックライト等に利用されている。なお、LED 照明は寿命が長い、消費電力が少ない、環境負荷物質を含まないなどの特長がある。

OECM

「Other Effective area-based Conservation Measures」の略称。保護地域以外で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されている地域のこと。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5μm（μm（マイクロメートル）は 1mm の 1,000

分の 1）以下の非常に小さな粒子の総称。

PPA（電力購入契約）

「Power Purchase Agreement」の略称で、発電事業者（および小売電気事業者）と電力の使用者との間でおこなわれる、主に再生可能エネルギーを発電するための電力契約のことをさす。企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地に、事業者が無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が使用することで、電気料金と CO₂ 排出の削減ができる。

Renewable（リニューアブル）

再生可能な資源に替えることを意味しており、具体的には、環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材を、バイオマスプラスチックのような循環型の素材に替えていく取り組みが挙げられる。

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の略称。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）という理念をもつ。

t-CO₂

温室効果ガスの排出量を示す単位。二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、温室効果の能力をもとに、二酸化炭素排出量に換算して計算する。

V2H

「Vehicle to Home」の略称。具体的には、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）のバッテリーに貯めている電力を、自宅で使えるようにする機器のことである。

Well-being（ウェルビーイング）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。国の環境基本計画では「高い生活の質」としている。

ZEH（ゼッチ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、高気密・高断熱化による省エネや、太陽光発電設備や蓄電池等の導入による創エネなどにより、一次エネルギーの年間消費量が実質ゼロとなる住宅のこと。光熱費を抑えられる経済的メリットの他、室温を一定に保ちやすくなることによる健康リスクの低減、災害時の対策にもつながる。

【あ～お】

アスベスト

石綿ともいわれる繊維状鉱物で、耐熱性や耐薬性にすぐれていることから、過去には工業原料として幅広く利用されていた。しかし、吸入した場合に人体に悪影響を与え、肺がんや悪性中皮腫等の原因になるとされているため、新たな製造・使用等は禁止されている。平成 17 年 6 月以降、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことを受け、規制対象の建築物の規模要件の撤廃や対象建築材料の拡大、工作物の追加等、規制が拡充・強化されている。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系廃棄物（いわゆる家庭ごみ）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれる。

エコアクション 21

環境省が策定した環境マネジメントシステムの一つで、中小企業や地方自治体による自主的・積極的な環境配慮に対する取り組みを促進するための制度。

屋上緑化・壁面緑化

建築物等の構造物の表層に人工の地盤を作り、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。壁面緑化も広い意味で屋上緑化と捉えることができる。建築物等の緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、建物内の消費エネルギーの軽減、生物の移動空間としての効果がある。

温室効果ガス

赤外線を吸収する性質を持つガスの総称。温室効果ガスによって地表から放出された熱が逃げにくくなることにより、気温が上昇する現象を温室効果という。環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の 7 物質がある。

【か～こ】

海洋プラスチック

人間活動により廃棄されるなどして海洋に漂うプラスチック。特に、直径 5 mm 以下の小さなプラスチック片をマイクロプラスチックという。水中や土壌に広く拡散し、分解されにくいため、長期間にわたって残留する。魚や貝類などの海洋生物

に摂取されることで、食物連鎖を通じて海洋生態系に悪影響を与えている他、人の健康に影響を与える可能性が指摘されている。

外来生物

他の地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の生息地の外に生息または生育する生物。外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものを特定外来生物という。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中にたい積し、長い年月の間に変成してできた、石炭、石油、天然ガスなどの有機物燃料の総称。化石燃料の燃焼に伴って発生する CO₂は地球温暖化の大きな原因となっており、硫酸化合物や窒素化合物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっている。資源の有限性及び環境問題解決の観点から、化石燃料使用量の削減、化石燃料に替わるエネルギーの確保が大きな課題となっている。

家庭部門

最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費などを示す部門。

可搬型給電器

電気自動車と接続して電気を使用することができ持ち運び可能な電力供給装置で、レジャーや工事現場のほか、非常用電源としても利用できる。

環境基準

環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

環境基本計画

国や地方自治体が、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。

環境基本法

環境政策の基本理念を示し、国、自治体、事業者及び国民の責務を定めた法律。

環境負荷

人間が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

環境報告書

事業者が事業活動における環境配慮の方針、計画、取組状況等を取りまとめた文書。

希少な生物

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）やレッドデータブックにより指定されている、絶滅のおそれのある野生動植物種のこと。

協働

立場が異なる複数の団体や個人などが、共通の目標や課題に対して対等な関係で協力し合うこと。互いの特性を生かし、役割分担しながら取り組むことで、単独では解決が困難な課題や目標を達成する。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成13年には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行された。

光化学オキシダント（Ox）

工場の煙や自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物などに、太陽光に含まれる紫外線があたることによって生じる光化学反応により生成される、オゾンなどの酸化性物質の総称。目や喉への刺激や、植物の葉に斑点が現れるといった影響がある。

コベネフィット

相乗便益や共便益とも呼ばれ、一つの活動が副次的・間接的・相乗的に様々な利益につながっていくことをいう。高断熱住宅に住むことで、省エネになるだけでなく、ヒートショックなどの健康リスクを減らす効果を示すことなどが挙げられる。

【さ～そ】

サーキュラーエコノミー（循環経済）

使い捨てを基本とする従来の経済システムとは異なり、資源を循環利用することにより、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す経済システムのこと。

埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）

所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市で構成され、豊かで魅力あふれる地域づくりを目的として、少子高齢化や人口減少といった課題に連携して解決を図りながら、広域的な視点で様々な活動を行う協議会。

サスティナブルウォークいるまいる

入間市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進するための取り組み。スマートフォン用アプリ「SPOBY（スポビー）」を活用し、日頃の生活における徒歩・ランニング・自転車による移動で脱炭素ポイント（移動距離）・ジュエル（歩数）を

ためることにより、市内の協賛店舗の特典との抽選に参加することができる。

里地・里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地やため池、草原等で構成され、多様な動植物の生息・生育環境となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、産業廃棄物を排出した事業者が適正な処理に責任をもつ。

持続可能な開発目標（SDGs）

「SDGs」を参照。

循環型社会

資源の有効活用により、環境への負荷が低減される社会。

省エネ（省エネルギー）

石油や石炭、天然ガスなどのエネルギー資源の消費を抑えるため、エネルギーを効率的に利用すること。電気代やガス代の節約、温室効果ガスの削減などにつながる。

水質汚濁

人間の活動により、有機物や有害物質が河川、湖沼等に排出され水が汚れること。発生源には、生活排水、工場排水、農業排水、畜産排水などがあり、水生動植物の減少・死滅、水産業への影響、悪臭などの影響がある。

生活環境

人間の生活に関わる物質的・精神的な環境との結びつきのこと。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。生態系は、森林、草原、湿原、湖、河川などから、地球という巨大な空間まで、様々な捉え方ができる。

生態系サービス

食料や水、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのこと。国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価（MA）」では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類している。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで捉えられることが多い。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。現在の「生物多様性国家戦略2023-2030」は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略で、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指している。

ゼロカーボン

温室効果ガスまたはCO₂の排出量を減らし、森林による吸収量と相殺して、実質的な排出量をゼロにすること。

ゼロカーボンシティ宣言

二酸化炭素排出量実質ゼロの都市、ゼロカーボンシティを目指す旨を、首長自らがまたは地方自治体として公表すること。

【た〜と】

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

脱炭素

化石燃料の使用を削減し、エネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入などに取り組むことで、地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出を削減すること。

脱炭素社会

社会全体で脱炭素化を推進し、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。

地球温暖化

温室効果ガスの排出量増加により、地球の平均気温が上昇していること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球環境

地球規模で生じる環境への影響を指し、地球温暖

化、生物多様性の減少、酸性雨などがある。

蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出すことができる。

地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。遠方からの輸送にかかるエネルギーの削減につながるという視点からも注目されている。

デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。

電気自動車

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。ガソリン自動車に比べ、走行時にCO₂や排気ガスを出さないことや騒音が小さいことから、地球環境にやさしい自動車として期待されている。航続距離が短い、充電に時間がかかる、車重が重くタイヤから発生する粉じんが多い、バッテリーの廃棄問題などの課題がある。

【な〜の】

ネイチャーポジティブ

自然再興と訳し、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて発電する装置。発電の際に温室効果ガスを発生しない。発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。

【は〜ほ】

バイオディーゼル燃料

バイオマスを原料として作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、様々な油を原料とできる。市が回収した、廃食用油もバイオディーゼル燃料に使用している。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

花いっぱい運動

入間市民の緑化活動に対する関心を高め、花と緑につつまれたまちづくりの推進を目的として、参

加登録団体に花の球根や種を配布し、公共用地を利用した花壇の維持管理を行ってもらう活動。

パリ協定

パリで開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、平成 27（2015）年 12 月 12 日に締結された、気候変動抑制に関する国際的な協定。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前 に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標としている。

不法投棄

廃棄物が定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や原状回復のための措置が大きな課題となっている。

保護地域

生物多様性条約第 2 条で、「保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及

び管理されている地理的に特定された地域」と定義されており、国立公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区などが該当する。

【ら～ろ】

緑被率

樹木や草などの植物で覆われている土地の面積割合で、自然度を表す指標の一つ。入間市では、衛星写真を解析することで算出している。

レジリエンス

Resilience を直訳すると「弾力」「復元力」「回復力」を意味する。防災分野や環境分野においては、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われる。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第三次入間市環境基本計画（改定版）

発行 令和7年3月

編集 入間市環境経済部 エコ・クリーン政策課
〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
TEL 04-2964-1111 /FAX 04-2965-0232
E-mail ir240500@city.iruma.lg.jp
<https://www.city.iruma.saitama.jp>

入間市

香り豊かな緑の文化都市



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」